

鳥取県議会全員協議会資料

令和3年11月30日

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定等について

令和3年11月30日

鳥 取 県



## 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」改定に係る 中国電力との協議状況

鳥取県、米子市及び境港市の安全協定の運用は、立地自治体と同等であり、このことは中国電力にも文書で確認している。しかしながら、安全協定の一部の文言に立地自治体のものと差異があることから、立地自治体と同等の文言となるよう、以下の4点の項目について安全協定の改定を行うことを求めている。これまでに2点について回答があった。

- 1 「計画等の報告」を「計画等に対する事前了解」に改めること。  
(協定第6条・要綱第4条)
- 2 「現地確認」を「立入調査」に改めること。(協定第11条・要綱〔新設〕)
- 3 立入調査の結果、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を要求する規定を加えること。(協定〔新設〕・要綱〔新設〕)
- 4 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を要する事項として、「核物質防護に関する輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報」を加えること。

### 【2に対する中国電力の回答】

- 原子力災害対策特別措置法において、所在都道府県知事、所在市町村長または関係周辺都道府県知事が「立入検査」が出来ると規定されていることに倣い、鳥取県については「立入調査」に改定する。
- 米子市および境港市は、発電所に立ち入り、確認いただくこととする。
- 鳥取県原子力安全顧問については、「立入調査」を実施いただくこととする。
- 本対応にあたり、安全協定第11条および安全協定運営要綱を改定する。

### 【4に対する中国電力の回答】

- 現行の安全協定では、一部、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、物質防護の観点から連絡を行っていないが、鳥取県民の安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととする。
- 核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定する。

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査合格後の県・市の対応について

令和3年9月15日に島根原子力発電所2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、鳥取県、米子市及び境港市（以下「県・市」という。）は、国及び中国電力から審査結果等について報告を受け、住民説明会等を開催している。

また、県が再稼働判断に影響を及ぼすとしている島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的とした島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の立地自治体と同等の文言への改定について、県・市と中国電力による島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（以下「改定協議会」という。）を再開した。

### （これまでの経緯）

中国電力は、平成25年11月21日、安全協定に基づき県・市に島根2号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告を行った。

県・市は平成25年12月17日、中国電力の事前報告に対する最終的な意見を留保し、条件を付した上で、最終的な意見は、審査結果について原子力規制委員会及び中国電力から説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聴いた上で提出すると回答した。

### （県・市の対応）

#### 1 中国電力からの審査合格報告（9月15日）

9月15日の原子力規制委員会で島根2号機が新規制基準に適合したことを示す審査書が決定されたこと（審査合格）を受け、県・市は中国電力から報告を受けた。

県・市から中国電力に対して、審査内容の住民や議会等への丁寧な説明を要請するとともに、安全協定の改定協議の再開等について要請を行った。

#### 2 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（9月15日）

知事、米子市長及び境港市長は、中国電力から島根2号機の審査内容の説明を受けるとともに、今後の対応について以下のとおり確認した。

- ・中国電力に対して、審査結果に関する住民、議会、自治体への説明を求める。
- ・安全協定の改定について協議を再開する。中国電力から納得ができる回答が得られなければ、再稼働判断に影響を与える。
- ・再稼働判断について、住民及び県原子力安全顧問の意見をよく聴き、議会とも協議し、県・市が緊密に連携をとり、対応していく。

#### 3 資源エネルギー庁長官からの説明（9月16日）

資源エネルギー庁長官から知事に対して、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくという国の方針について理解の要請があった。

知事から、再稼働を進めると一方的に言われても当惑するだけであり、十分な財源のない中で事故時のリスクを負う周辺自治体の厳しい状況を訴えた。また、事前了解について立地自治体と同等に扱うよう中国電力を指導するよう求めた。

#### 4 県・市の首長による現地視察（10月6日）

県・市の首長が島根2号機の新規制基準対応や安全対策の実施状況を確認するため、現地視察を行った。

#### 5 県原子力安全顧問による検証

県原子力安全顧問会議では、審査の申請が行われた平成25年以降、審査合格までの約7年9ヵ月間にわたり、県原子力安全顧問会議を12回、ワーキンググループを11回、現地視察を3回行い、各顧問からの専門的・技術的観点から抽出した論点について審査内容を慎重に確認した。

##### (1) 県原子力安全顧問による現地視察（10月17日）

原子力安全顧問による現地視察を行い、特に安全性と専門性の高い対策について、重点的に確認を行った。特に事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策（止水壁）、屋外のポンプ車等から原子炉格納容器等に注水するための可搬型設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等を確認した。

##### (2) 県原子力安全顧問会議の開催（11月8日）

国から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。

##### (3) 県原子力安全顧問会議の開催（11月17日）

顧問会議は、原子力規制委員会による最新の知見に基づく厳正な審査が行われ、顧問が専門的観点から抽出した論点について適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により島根2号炉の安全性確保に必要な対策が講じられているとの意見を県に提出した。

#### ア 分野別の総括

地震・津波	宍道断層と鳥取沖西部断層に連動性がないことや基準地震動の妥当性、津波や火山対策の有効性について、施設の安全機能が損なわれないことを確認した。
プラント	自然災害により設備の安全機能が損なわれないこと、航空機落下への備え、万一重大事故に至った場合に備えて整備したフィルタベントや水素爆発防止装置、緊急時対策所など、重大事故対策の有効性を確認した。
汚染水	県が中国電力に対応を求めた汚染水対策について、新規制基準で求められる対策に加えて、中国電力が自主的に行った汚染水の外部流出対策、地下水流入対策の有効性を確認した。
発電所内外の対応	環境放射線モニタリングによる放射線管理、原子力防災訓練による対応能力強化、重大事故時に対応可能な組織体制整備、原子力安全文化醸成の取組、避難計画の実効性向上に向けた支援等について確認した。
総括	原子力規制委員会が審査を行い、新規制基準に適合したと判断した島根2号炉について、専門的観点から抽出した論点に対する適切な対策が講

	じられ、中国電力の自主的な安全対策により安全確保に必要な対策が講じられていることを技術的に確認した。
--	--

#### イ 顧問会議意見

- ・顧問会議は、新規制基準の各事項について原子力規制委員会による最新の知見に基づく厳正な審査が行われ、顧問が専門的観点から抽出した論点について適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により2号炉の安全性確保に必要な対策が講じられていることを確認した。
- ・中国電力に対しては、引き続き最新の知見を適切に取り入れて安全性向上に努めること、安全対策の信頼性を高め、機器の冗長化や機器間の従属性等を考慮した設計を行うこと、緊急時の予測困難な事態に対応できるよう人材育成を進めることを求める。
- ・また、協力会社を含めた社員一人ひとりが常に安全を第一に考え、地域住民に安心していただけるよう、原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。

### 6 審査結果検証プロジェクトチーム会議の開催（4回開催）

県・市の行政職員が中国電力と国から島根2号機の審査結果やエネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。

開催日	テーマ	説明者
10/7	地震や津波に関する審査結果の確認・検証	中国電力
10/12	設計基準事故対策に関する審査結果の確認・検証	中国電力
10/21	重大事故対策に関する審査結果の確認・検証	中国電力
11/15	エネルギー政策に関する確認・検証	資源エネルギー庁

### 7 住民への説明

県・市は、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受けて、島根2号機の審査結果をはじめ、原子力防災の取組やエネルギー政策などの説明を聞く機会を提供するため、住民説明会を開催した。また、中国電力においても、県・市の要請に基づき、住民説明会を開催した。

#### (1) 県・市主催住民説明会

県・市の主催による住民説明会を開催し、国と中国電力から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の概要と必要性について説明を受け、質疑を行った。また、避難先となるエリアを対象に、県・市から避難計画の説明を行い、質疑を行った。

項目	説明内容	説明者
島根2号機の審査結果	2号機の新規制基準適合性審査の内容及び結果の概要	原子力規制庁
原子力防災の取組	島根地域の避難計画及び防災力向上に向けた取組	内閣府
国のエネルギー政策	エネルギー基本計画に基づく原子力政策及び再稼働へ向けた政府の方針	資源エネルギー庁

島根原発の概要と必要性	島根原発の概要と原子力発電の必要性、安全への取組	中国電力
避難計画	避難計画及び避難計画の実効性向上に係る取組	県・市

開催日	エリア	会場	説明者	参加人数
10/24	米子市	米子市文化ホール	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	109人
10/30	境港市	SANKO 夢みなとタワー	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	69人
11/18	県東部	とりぎん文化会館	規制庁（録画映像）、県・市	27人
11/23	県中部	ホテルセントパレス倉吉	規制庁（録画映像）、県・市	19人
11/24	県西部	県西部総合事務所	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	21人

**(2) 中国電力主催住民説明会（境港市10月15日、米子市10月18日）**

中国電力は、県・市からの要請に基づいて、米子市、境港市の住民に対して島根原発の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を行った。

**8 米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会への説明**

米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員（以下「2市安対協委員」という。）による現地視察及び県との合同会議を開催した。

**(1) 米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員による現地視察（米子市10月18日、境港市10月28日）**

2市安対協委員は、島根2号機の現地視察を行い、新規制基準対応や安全対策の実施状況を確認した。

**(2) 県原子力安全対策合同会議の開催（11月8日）**

2市安対協委員は、国と中国電力から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の概要と必要性について説明を受けた。

**(3) 県原子力安全対策合同会議の開催（11月22日）**

2市安対協委員は、県原子力安全顧問から県原子力安全顧問会議が行った検証結果（顧問会議意見）について説明を受けた。

**9 改定協議会の開催（3回開催）**

県・市は、中国電力が安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うことを文書で確認しているが、安全協定の一部の文言に立地自治体のものと差異があることから、これまで中国電力と安全協定改定の交渉を続けてきた。

10月5日、県・市及び中国電力は3者による改定協議会を再開し、県・市が立地自治体と同等の文言への改定を求める4項目（事前報告、現地確認、意見提出、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）について協議を開始した。これまでに、中国電力からは2項目（現地確認、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）について回答があった。また、原子力防災に係る財源への協力についても協議を行っている。

**(1) 第1回改定協議会(10月5日)**

県・市から中国電力に対して、改定を求める4項目の早期改定を求めた。また、改定が長期行われなかった理由及び「(事前了解権が)立地自治体固有の規定」とする発言について説明を求めた。

**(2) 第2回改定協議会(10月22日)**

中国電力から、改定について「規定(文言)を見直す」との発言があった。また、第1回改定協議会で説明を求めた事項への回答があった。

改定が長期行われなかった理由については、国策として原発を受け入れ、発電所に最も近いことで様々な心配をかけた立地自治体への配慮により時間を要していること、また、事前了解権が立地自治体固有の規定とする発言については、立地自治体には公有水面埋立て等の許認可や用地取得などの施設設置の手続きにおいて包括的に理解いただいた経緯があるという事情を踏まえての発言であるとの説明があった。なお、安全協定の運用において、安全上の差がないことを確認した。

**(3) 第3回改定協議会(11月4日)**

中国電力から、4項目のうち2項目(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡、現地確認)について、「協定を改定する」と回答があった。また、原子力防災財源への協力について、「一定の継続性をもった仕組みとする方向で協議を行う」との回答があった。